

大崎広域都市計画道路の変更（宮城県決定）

1. 都市計画道路中 3・2・1 号 米袋荒谷線を 3・2・1 号 国道幹線に名称を改め、次のように変更する。

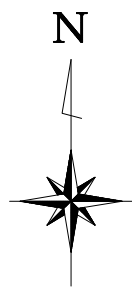
種別	名 称		位 置			区 域	構 造				備 考
	番号	路線名	起 点	終 点	主な経過地	延 長	構造形式	車線の数	幅 員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・2・1	国道幹線	大崎市古川米袋字水押	栗原市高清水豊田	大崎市古川字上古川	約13,780m	地表式	4車線	30m	・JR 陸羽東線と立体交差 ・幹線街路鶴ヶ埵新田線と立体交差 ・幹線街路鶴ヶ埵沖稲葉線と立体交差 ・幹線街路と平面交差 6 箇所	・路線名の変更 ・起点位置の名称変更 ・終点位置の変更 ・主な経過地の名称の変更 ・区域延長の変更 ・車線の数決定

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

円滑な道路交通の確保及び利便性の向上を目的とし、都市計画区域間の交流を支える公共交通網の形成を図るものである。

S=1 : 10,000



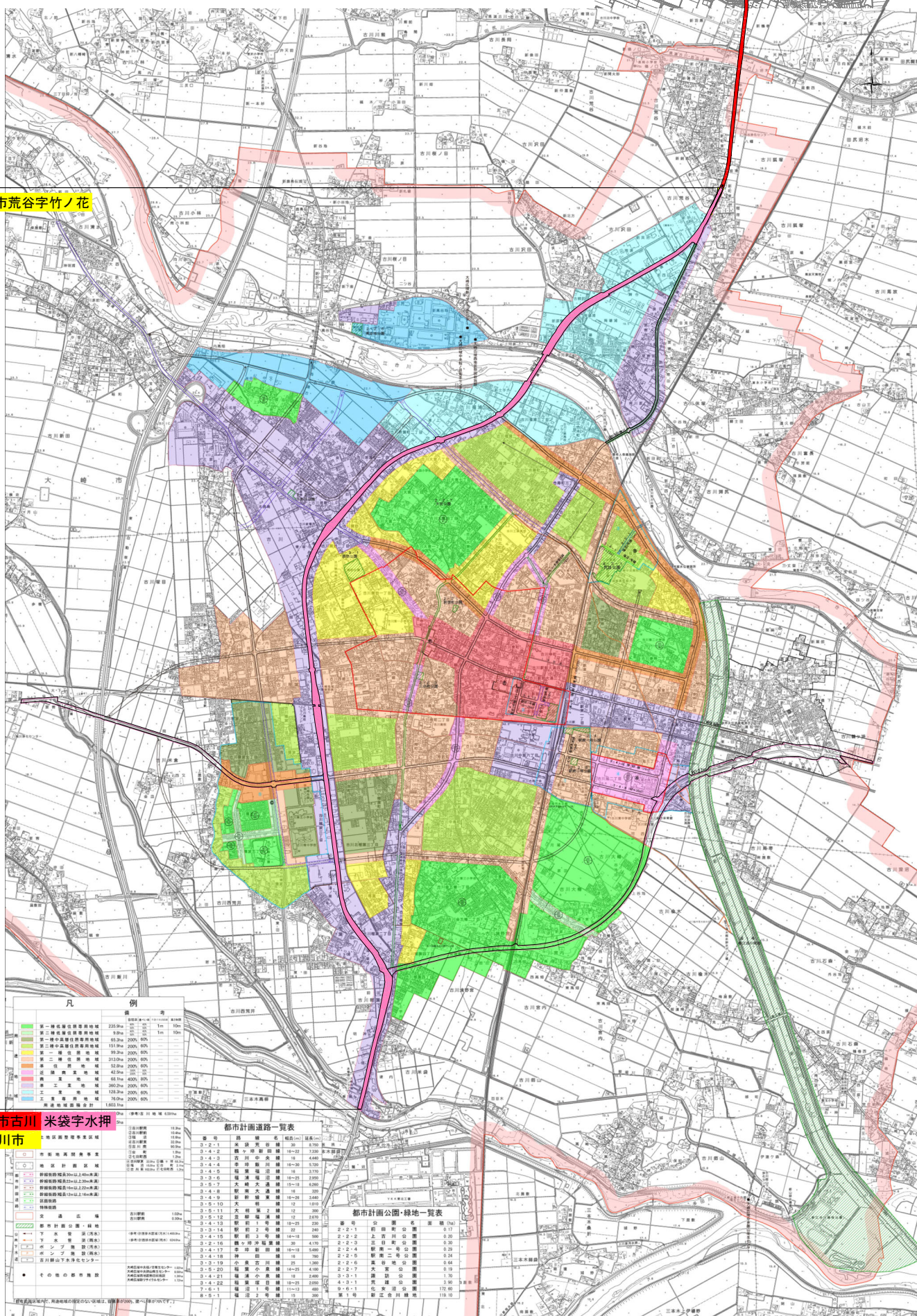
大崎市 栗原市

終点 栗原市高清水豊田

終点 古川市荒谷字竹ノ花

米袋荒谷線 L=約8,750m N= -
国道幹線 L=約13,780m N=4車線 W=30.0m

3



凡 例	
	既決定の区域 (廃止する区域を除く)
	追加する区域
	廃止する区域

大崎広域都市計画道路の変更（宮城県決定） 計画図(1/4)

S=1:2,500



終点 古川市荒谷字竹ノ花

米袋荒谷線 L=約8,750m N=1
3・2・1 国道幹線 L=約13,780m N=4車線 W=30.0m

3・2・1 国道幹線 W=30m

凡 例	
	既決定の区域 (廃止する区域を除く)
	追加する区域
	廃止する区域

大崎広域都市計画道路の変更(宮城県決定) 計画図(2/4)

S=1:2,500



米袋荒谷線 L=約8,750m N= -
3・2・1 国道幹線 L=約13,780m N=4車線 W=30.0m

凡 例	
	既決定の区域 (廃止する区域を除く)
	追加する区域
	廃止する区域

大崎広域都市計画道路の変更(宮城県決定) 計画図(3/4)

S=1:2,500



米袋荒谷線 L=約8,750m N=1
3・2・1 国道幹線 L=約13,780m N=4車線 W=30.0m

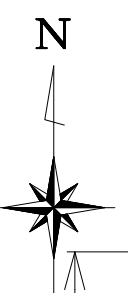
凡 例	
	既決定の区域 (廃止する区域を除く)
	追加する区域
	廃止する区域

大崎広域都市計画道路の変更(宮城県決定) 計画図(4/4)

S=1:2,500

大崎市 栗原市

終点 栗原市高清水豊田



米袋荒谷線 L=約8,750m N=1
3・2・1 国道幹線 L=約13,780m N=4車線 W=30.0m

凡 例	
	既決定の区域 (廃止する区域を除く)
	追加する区域
	廃止する区域